

政策評価制度の基本的枠組み及び具体的内容―若干の経験から

1. 制度の枠組み

(1)目的

- ① 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- ② 国民的視点に立った成果重視の行政への転換
- ③ 国民に対する行政の説明責任の徹底

(2)政策評価の対象と種類

- ① 事前評価：評価法施行例で事業費 10 億円以上の研究開発、公共事業、ODA（有償資金協力は 150 億円以上）。
- ② 事後評価：未着手（政策決定から 5 年）、未了（政策決定から 10 年）。

(3)政策評価の方式

①事業評価

決定前に政策効果や費用を推計・測定、政策の妥当性、必要性、効率性などの観点から評価。また必要に応じ、事後の観点でこの事前の評価を使って検証。

②実績評価

政策決定後、事前に設定した達成すべき目標に対する実績を定期的、継続的に測定。また、目標期間が終了した時点で最終的な実績を総括、目標の達成度合いを評価する。

③総合評価

政策決定から一定期間経過後、問題解決に資する多様な情報を提供することで政策の見直しや改善をするという目的で行う評価。当該テーマにかかる政策効果の発現状況をさまざまな角度から掘り下げて分析、政策に関する問題点を把握するとともに、その原因を分析する方式。

2. 現状

(1)政策評価の実施体制

- ① 評価担当組織の配置は官房の総務課、政策評価課、政策評価官
- ② 学識経験者によって構成する委員会、研究会等。

(2)評価の計画と実施

①基本計画（3～5年）

計画期間、評価の方式、事前評価の対象になる政策、事後評価の対象とする政策、政策評価結果の政策への反映、評価情報の公表などを記述。

②実施計画（毎年）を策定。

期間、評価対象、評価方法、評価の手続、評価シートの内容等を具体的に書き込む。

(3)政策評価の方法に関する調査研究

外部委託（13府省）、研究会開催（10）、諸外国の文献収集（7）、海外調査（4）、既存研究会で調査研究（4）。今後も調査研究予定（12）。

(4)客観性を担保する仕組み

①各府省の政策評価委員会

第三者の意味、外部有識者と外部専門家の活用。

②総務省行政評価局の「客観性担保評価」（評価法第12条2項）

③国会報告

(5)政策評価の結果を政策、予算、定員要求に反映（評価法第11条）。

3. 研究動向

(1)独立行政法人制度との関連

(2)個別の計画への評価導入

「健康日本21」、「科学技術基本計画」、「国別援助計画」（ODA）「スポーツ振興基本計画」

(3)都道府県、市町村の政策評価や行政評価との関連

4. 諸外国の動向

(1)GAOの名称変更

General Accounting Office(1921)→**Government Accountability Office**(2004.July 7)

政策・施策の評価、連邦機関の支出の効率性、有効性、適切性を監査（auditing）、違法・非違・不適切活動の調査、等を強化。

(2)NPMの影響から結果重視管理、モニター。

(3)プロジェクト・レベルから政策レベル、プログラム・レベルの評価へ。

(了)